

- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示等してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類
- 4 「38万円送金書類」とは、「送金関係書類」のうち、給与等の支払を受ける人から国外居住親族各人へのその年における支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。
- 5 国外居住親族に係る配偶者（特別）控除の適用を受ける場合には、「給与所得者の配偶者控除等申告書」に、その配偶者に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して提出又は提示する必要があります。  
 なお、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する際に、その配偶者に係る「親族関係書類」を提出又は提示している場合には、「親族関係書類」の提出又は提示は不要です。

(2) 勤労学生

上記3「(勤労学生)」の(1)②又は③に該当する人が勤労学生控除を受けるためには、学校等から主務大臣の証明書の写しと学校長等の証明書の交付を受け、これを「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に添付して提出又は提示する必要があります。

5 控除の対象になるかどうかの判定時期

控除対象配偶者、同一生計配偶者、控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうかは、原則として、その年12月31日の現況により判定しますが、給与等の支払を受ける人やその親族が年途中で死亡したり、給与等の支払を受ける人が年途中で出国したりした場合には、その死亡又は出国の時の現況により判定します(所法85、措法41の3の3③、41の16②、所基通85-1、措通41の3の3-2)。

なお、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を提出する際に、源泉控除対象配偶者、同一生計配偶者、控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうかは、これらの申告書を提出する日の現況により判定します。この場合、その判定の要素となる合計所得金額及び上記3「(控除対象扶養親族)」の(2)③ハの生活費又は教育費に充てるための支払金額については、これらの申告書を提出する日の現況により見積もったその年中の合計所得金額及びその支払金額により、また、年齢についてはその年12月31日の現況により判定することになります(所基通194・195-3)。

V 税額表の適用方法

1 税額表の適用区分

(1) 月々(日々)の給料や賞与などの源泉徴収の際に使用する税額表

給料や賞与などから源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は、税額表を使用して求めることができますが、この税額表は、給与等の別、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無及び給与等の支給方法に応じ、次のように使用します。

税額表の区分	給与等の支給区分	税額表の使用する欄
月額表	(1)月ごとに支払うもの (2)半月ごと、10日ごとに支払うもの (3)月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
日額表	(1)毎日支払うもの (2)週ごとに支払うもの (3)日割で支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
	日雇賃金	
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	賞与 ただし、前月中に普通給与の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給与の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う賞与 乙欄……その他の人に支払う賞与

(注) 日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける(その労働した日以外の日において支払われるものも含まれます。)給与等をいいます。ただし、一の給与等の支払者から継続して2か月を超えて支払を受ける場合には、その2か月を超える部分の期間につき支払を受ける給与等は、ここでいう日雇賃金には含まれません(所令309、所基通185-8)。

(2) 年末調整の際に使用する税額の速算表

年末調整の際における年税額は、次の速算表により求めた算出所得税額から(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を控除し、その控除後の金額(年調所得税額)に102.1%を乗じて求めます。

なお、年末調整の概要については19ページを参照してください。

(令和5年分の年末調整のための算出所得税額の速算表)

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000 円以下	5 %	-	(A) × 5%
1,950,000 円超 3,300,000 円 〳	10%	97,500 円	(A) × 10% - 97,500 円
3,300,000 円 〳 6,950,000 円 〳	20%	427,500 円	(A) × 20% - 427,500 円
6,950,000 円 〳 9,000,000 円 〳	23%	636,000 円	(A) × 23% - 636,000 円
9,000,000 円 〳 18,000,000 円 〳	33%	1,536,000 円	(A) × 33% - 1,536,000 円
18,000,000 円 〳 18,050,000 円 〳	40%	2,796,000 円	(A) × 40% - 2,796,000 円

- (注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。  
 2 課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、令和5年分の年末調整の対象となりません。

## 2 税額表の使い方

月々（日々）の給料や賞与などの支給の際における税額表の使用に当たっては、次の点に注意してください。

- 税額表に当てはめる給与等の金額は、その月（日）分の給与等の金額から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料などの社会保険料等を控除した後の金額によります。
- 税額表の甲欄は、給与等の支払を受ける人の扶養親族等の数に応じて使用するようになっています。

この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。）との合計数をいいます<sup>(注)</sup>。また、給与等の支払を受ける人が、障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算し、その人の同一生計配偶者や扶養親族（年齢16歳未満の人を含みます。）のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします（所法187）。

なお、配偶者に係る扶養親族等の数の数え方は次の【参考：配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】のとおりです。

また、扶養親族等の数を算定する際には、下記の「扶養親族等の数の算定方法」を参考にしてください。

- (注) 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る配偶者（特別）控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

### 【参考：配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】

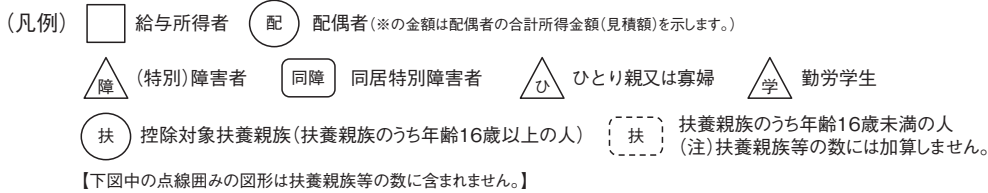
		給与等の支払を受ける人の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与等の支払を受ける人の給与等の収入金額)			
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	1,000万円超 (1,195万円超)
(給与所得だけの場合の配偶者の 給与等の収入金額)	配偶者の合計所得金額 48万円以下 (103万円以下)	1人	0人	0人	0人
	配偶者が障害者に該当する場合は1人加算				
	48万円超 95万円以下 (103万円超 150万円以下)	1人	0人	0人	0人
	95万円超 (150万円超)	0人	0人	0人	0人

- (注) 所得金額調整控除が適用される場合は、括弧内の各金額に15万円を加えてください。また、給与所得者の特定支出控除の適用を受ける場合も括弧内の各金額とは異なりますので、ご注意ください。

〔扶養親族等の数の算定方法〕

税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数の算定方法を図示すると、おおむね下図《1 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（具体例）》及び《2 配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法（具体例）》のようになります。

なお、税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数は、下図1を参考に求めた配偶者に係る扶養親族等の数と、下図2を参考に求めた配偶者以外の扶養親族等の数とを合計した数となります。



《1 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（具体例）》

設 例	給与所得者の合計所得金額(見積額)	900万円以下	※95万円超 □ 配	※95万円超 □ 配 △ (源泉控除対象配偶者)	※95万円以下 □ 配 △ (源泉控除対象配偶者)	※48万円超 95万円以下 □ 配 △ (源泉控除対象配偶者)	※48万円以下 □ 配 △ (源泉控除対象配偶者 同一生計配偶者)	※48万円以下 □ 配 △ (源泉控除対象配偶者 同一生計配偶者)
		900万円超	※48万円以下 □ 配 (同一生計配偶者)	※48万円超 □ 配 △	※48万円以下 □ 配 △ (同一生計配偶者)	※48万円以下 □ 配 △ (同一生計配偶者)	※48万円以下 □ 配 △ (同一生計配偶者)	
扶養親族等の数			0人	1人	2人	3人		

《2 配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法（具体例）》

設 例	□	□ 扶	□ 扶 △ ひ	□ 扶 △ 障	□ 扶 △ 障	□ 扶 △ 障 □ 同障	□ 扶 △ 障 □ 同障
	□ 扶	□ 扶 △ ひ	□ 扶 △ 障	□ 扶 △ 障	□ 扶 △ 障	□ 扶 △ 障	□ 扶 △ 障 □ 同障
扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人	

## VI 税額の求め方（令和5年分）

給料や賞与などから源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は、税額表を使用して求めることができます。

なお、給与等の支払者が給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理している場合には、月額表の甲欄を適用する給与等に限り、財務大臣が定める方法（財務省告示）によりその給与等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額を求めることができます（所法 189、昭 63 大蔵省告示第 185 号（令 3 財務省告示第 82号改正）、復興財確法 29、平 24 財務省告示第 116 号（令 3 財務省告示第 89 号改正））。

### 1 月額表甲欄の使用例（「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出がある場合）

（設例）

- (1) 給与等の支給額（月額）…………… 420,000 円
- (2) 給与等から控除する社会保険料等 …………… 63,087 円
- (3) 扶養親族等の数 …………… 2 人  
（源泉控除対象配偶者あり、控除対象扶養親族 1 人）

#### 〔税額の計算〕

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額を求めると、356,913 円（420,000 円 - 63,087 円）となります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、356,913 円が含まれる「356,000 円以上 359,000 円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数 2 人」の欄との交わるところに記載されている金額 7,450 円を求めます。これがその給与等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。

（三）（月 額 表）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶 養 親 族 等				
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人
以 上	未 満	税				
円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	8,040	6,420	4,800	3,190	1,570
293,000	296,000	8,140	6,520	4,910	3,290	1,670
296,000	299,000	8,250	6,640	5,010	3,400	1,790
350,000		12,590	9,350	7,210	5,600	3,970
353,000		12,830	9,600	7,330	5,720	4,090
356,000		13,080	9,840	7,450	5,840	4,220
359,000		13,320	10,090	7,580	5,960	4,340
362,000		13,570	10,330	7,700	6,090	4,460

「扶養親族等の数 2 人」の欄

356,913円が含まれる行

求める税額

#### 〔源泉徴収簿への記入〕

月々の給与等の支払額や社会保険料等の額、源泉徴収税額などは「給与所得に対する源泉徴収簿」に記録しておき年末調整などに使用します。

#### 〔記載例〕 源泉徴収簿

甲欄 乙欄	所 属	経理課		事務職員		住 所		（郵便番号 173 - 8530）			
						東京都板橋区大山東町 35-1					
令和5年	給	区分	支給 月日	総支給金額	社会保険料等の 控除額	社会保険料等 控除後の給与 等の金額	扶養親族等の 数	算出税額	年末調整 による過 不足税額	差 引 徴収税額	前年の年末調 同 上 の 税 額 を 還 付 し た 月
		1	1 20	420,000 円	63,087 円	356,913 円	2 人	7,450 円	円	7,450 円	申告の有無 申告月日 当初
		2	2 20	420,000	63,087	356,913	2	7,450		7,450	/
		3	3 20	420,000	63,087	356,913	2	7,450		7,450	/

扶養控除等の申告・各種控除

1人当り  
控除

（注）この源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成されているものですので、給与等の支払者が使用している給与台帳等であっても、毎月の源泉徴収の記録などが分かり、年末調整のためにも使用できるものであれば、それを使用して差し支えありません。

2 月額表乙欄の使用例（「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出がない場合）

（設例）

- (1) 給与等の支給額（月額）…………… 80,750 円
- (2) 給与等から控除する社会保険料等……………なし

〔税額の計算〕

- ① 給与等から控除する社会保険料等がありませんので、支給額 80,750 円がそのまま社会保険料等控除後の給与等の金額になります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、80,750 円が含まれる「88,000 円未満」の行を求め、その行の「乙」欄を見ますと「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の 3.063% に相当する金額」となっています。したがって、2,473 円（80,750 円× 3.063%、1 円未満の端数は切り捨てます。）がその給与等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。

3 日額表の使用

日額表を使用して税額を求める場合も、月額表の場合と同じ要領で行います。

4 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の使用例（「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出がある場合）

（設例）

- (1) 賞与の支給額…………… 554,000 円
- (2) 賞与から控除する社会保険料等…………… 85,177 円
- (3) 前月中の普通給与（社会保険料等控除後）の金額…………… 200,820 円
- (4) 扶養親族等の数…………… 2 人  
（源泉控除対象配偶者あり、控除対象扶養親族 1 人）

〔税額の計算〕

- ① 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の「甲」欄の「扶養親族等の数 2 人」の欄を見て、前月の社会保険料等控除後の給与等の金額 200,820 円が含まれている「133 千円以上 269 千円未満」の行を求め、その行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率 2.042% を求めます。これがその賞与の金額に乗する率になります。
- ② 賞与の金額 554,000 円から社会保険料 85,177 円を控除した残額 468,823 円に 2.042% を乗じた金額 9,573 円（468,823 円× 2.042%、1 円未満の端数は切り捨てます。）が、その賞与から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。

（賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表）

賞与の金額に 乗すべき率	扶 養 親							
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	前 月 の 社 会 保 険 料							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
0.000	68	千円未満	94	千円未満	133	千円未満		
2.042	68	79	94	243	133	269		
4.084	79	252	243	282	269	312		
6.126	252	300	282	338	312	369		
8.168	300	334	338	365	369	393		

「扶養親族等の数 2 人」の欄

賞与の金額に乗すべき率

前月の社会保険料等控除後の給与等の金額 200,820 円が含まれる行